

奥州市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月30日

奥州市監査委員 佐藤 健 司
奥州市監査委員 熊谷 香 里
奥州市監査委員 飯坂 一 也

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 令和8年4月21日及び22日

本監査 令和8年4月23日

(2) 監査の対象とした部課等名

農業委員会事務局及び各分室

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和6年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
農業委員会事務局	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。